

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名： 榊原 賢二郎

1980年代以降、英語圏を中心に確立された障害学（disability studies）は、個人の属性としてのインペアメント（身体的・精神的な損傷）と、そのインペアメントを理由に生み出されるディスアビリティ（社会的な可能性剥奪）を区別し、また障害に関する医学モデル（ないし個人モデル）に社会モデルを対置しながら、障害者権利条約（2006年、国連総会採択）や日本の障害者差別解消法（2013年制定）に見られる、障害者の社会参加や社会的包摂、あるいはバリアフリーに向けた諸政策に学問的な根拠や指針を与えてきた。しかしながら、その障害学においても、障害とは何か、それに関する差別はいかにして解消されるかについて、十分な答えが出されたわけではない。

社会学および障害学の専門学会誌に掲載された4つの論文を下敷きに書き上げられた本論文「社会的包摂と身体——障害者差別禁止法制後の障害定義と異別処遇を巡る考察」は、これまでの障害学の蓄積をふまえつつ、N・ルーマンの社会システム論を応用し、A・センやM・ヌスバウムの倫理学を参照しながら、障害に関する新たな理論構築を試みると同時に、障害学のみならず、社会学や倫理学にも新たな問題提起をなす労作である。

序章にて、障害学・社会学の関連先行研究がレビューされ、先行研究では未解決の問題が提示された後、第I部（第1章から第3章）では障害理論の再検討と再構成がなされる。

第1章では、障害という現象が社会的排除の一種として捉え直される。インペアメントとディスアビリティを区別しつつも、従来の障害学はディスアビリティの由来を結局のところ、インペアメントに本質主義的に依存させてきた。これに対し、本論文は、構築主義の立場をより強くとりながら、社会的排除がまずあり、その（正当化の）根拠として障害なるものが構築されるとの見方を提示する。

第2章では、第一に、その社会的排除がさらに、N・ルーマンの社会システム論をふまえて、それぞれに分化した諸機能システム（経済、教育、等）からの排除として、より明確に定義されると同時に、その排除と連動して出現する障害が、各機能システムによって自己塑成的（オートポイエーティック）に生み出される情報の一種、すなわち「身体情報」として捉え直される。身体情報は本来、断片的であり、不可分な統一体として的人格（に関する情報）とは区別される。第二に、社会的な包摂／排除が、同一処遇（同じ扱いをすること）／異別処遇（異なる扱いをすること）とは独立のものとして捉え直され、障害者を社会的に包摂するために、健常者とは異なる処遇をなすことが正当であり必要であるケース（包摂的異別処遇）の可能性が示される。

第3章では、その包摂的異別処遇と関係する理論の一つとして「潜在能力アプローチ」に検討が加えられ、これに関するA・センとM・ヌスバウムの議論が、潜在能力という概念それ自体によって、むしろ重度知的障害者等のスティグマ化や排除を導き出すという問題点が指摘される。そうなる理由を本論文は、身体情報と対応させて断片的なものと考えられるべき潜在能力が、人格全体に関する情報として想定されることに求める。

第Ⅱ部（第4章と第5章）では、第Ⅰ部で理論的に示された包摂的異別処遇の経験的妥当性が、まず経済システムとの関連において検討される。

第4章では、障害者雇用に関する「差別禁止」と「割当雇用」という二つのアプローチの検討を通じて、同一処遇が必ずしも社会的包摂を導かないこと（それが逆に社会的排除を生み出しうること）が示される。前者の差別禁止アプローチはアメリカでより積極的に採用されたが、その前提は「機会の平等」「他の市民と同様の処遇」（K・ハイヤー）であり、この方針にもとづいて雇用されえたのは、健常者と同一の環境で働ける一部の「有資格（qualified）」障害者にとどまった（排除的同一処遇）。障害者雇用政策のこのような限界をふまえつつ、本論文は包摂的異別処遇の必要性に注意を向けるとともに、有資格性にさほど重きを置かないできた日本の割当雇用制度について再評価をおこなっている。

第5章では、1970年代にイギリスのUPIAS（隔離に反対する身体障害者連盟）とDA（障害連盟）という二つの障害者団体の間で展開された論争をふりかえりつつ、労働とは異なる形での障害者の社会的包摂の必要性が示される。前者のUPIASは、障害の社会モデルをいち早く提示した団体でもあるが、ワークフェア（労働を通じた社会参加）を健常者と障害者の双方に共通の原理として重視した。これに対し、後者のDAは、すべての障害者が就労可能ではない現実をふまえつつ、雇用とは異なる（ゆえに健常者とは異なる）所得保障の必要性を説いた。本論文は、障害学では注意が向けられることの少なかったDAの主張にあらためて光をあてつつ、異別処遇による包摂という回路の必要性を確認する。

第Ⅲ部（第6章と第7章）では、引き続き、包摂的異別処遇の経験的妥当性が、教育システムとの関連において検討される。

第6章では、日本の障害児教育のこれまでと今後が検討される。障害児に固有のニーズに応える特別の教育（養護学校等）の方が望ましいとの考えに対して、本論文は、そのような分離教育（異別処遇）が、近くに通える学校がないなどの「空間的制約」「配置制約」をとこなうものであり、障害児やその家族により重い負担を強いることの問題性を指摘する。だが、逆に、統合教育（同一処遇）に対しては、それが障害児に固有のニーズに応えられず、障害児を投棄しているとの批判も向けられてきた。このようなジレンマをふまえつつ、本論文は、同一学級内にいる障害児に特別なケアを保障する「特別支援教育支援員制度」に注目しながら、障害児教育における包摂的異別処遇の一つの具体例を見ている。

第7章では、アメリカの個別障害者教育法に見られる「最小制約環境（least restrictive environment）」という原理が考察される。この原理は、障害児教育における前述の空間的制約の最小化を義務づけるのみならず、十分な教育達成を障害児に対しても保障する。この原理によって、教育に関する選択の自由が障害児とその家族に保障されることの重要性を本論文は強調する。同一処遇と異別処遇のどちらが包摂的かは、当事者に選択の自由がどれだけ認められているかという観点を交えて判断されるべき問題となる。

終章では、以上の議論をまとめつつ、付論として第一に、障害の自己塑成的定義にもとづく新たな障害統計の可能性が示唆され、第二に、各機能システムからの排除に連動して生み出される断片的な身体情報としての障害という議論をふまえて、今後の課題が、障害者差別禁止ではなく、障害禁止として提示される。

以上が概要であるが、本論文は以下の点で評価できる。

第一に、1990年代以降、社会科学でも流通するようになった社会的包摂／排除という概念を障害学に導入しつつ、社会的な包摂／排除と同一処遇／異別処遇を相互に独立の概念として切り離すことで、異別処遇による包摂の必要性を説得的に示した点である。差別解消や社会的包摂の途は、往々にして同一処遇に直結させられるが、本論文は、同一処遇がむしろ排除を助長すること、逆に異別処遇が包摂につながることを、障害という問題に即して具体的に示した。この知見はさらに、多文化主義等の問題を政策レベルで考える際にも、少なからぬ示唆を与えうる。

第二に、N・ルーマンの社会システム論を障害学に応用しながら、障害に関する新たな理論構築をおこなった点である。ルーマンの理論それ自体は、学説研究等の形で社会学の内部でもすでに多くの研究者によって論じられてきたが、本論文はこれを障害という具体的問題に接続しながら、障害を各機能システムからの排除として、またその排除と連動して各機能システムが自己塑成的に生み出す情報の一種として捉え直すという斬新な視座を提示している。ルーマン自身は、蓄積的排除（ある機能システムからの排除が別の機能システムからの排除と連動すること）という問題にも注意を向けていたが、これに加えて、本論文は、機能分化というルーマンの視座を継承することで、教育システムにおいてすでに包摂されている障害者が、しかし、雇用という形では経済システムには包摂されない等の現実を読み解く理論枠組を提示できている。

第三に、日本のみならず、海外の障害者施策が、原文一次資料にまでさかのぼって調べられ、その内実や成立過程が詳らかにされている点である。1955年のILO第99号勧告とアメリカの1973年のリハビリテーション法504条（第4章）、アメリカの個別障害者法に見られる最小制約環境原理とこれに関連するいくつかの判例（第7章）等が、これにあたる。これらに関する情報は、日本の今後の障害者施策を考える上でも有意義なものである。

とはいえ、本論文にはまだ不十分な点がいくつかある。

第一に、本論文ではセンやヌスバウムの潜在能力アプローチの問題点が示されているものの、では、このアプローチを障害者の社会的包摂に向けて、具体的にどう修正すべきなのかについては、考察がまだ十分とは言えない。

第二に、本論文では異別処遇が包摂につながる点が強調されているけれども、それが逆に排除へとつながる可能性、また包摂に向けた同一処遇の重要性が、やや軽視されている。また、社会的包摂／排除という視点が前面に出されている一方で、平等／不平等という問題が十分に論じられていない。

第三に、ルーマンに依拠して障害の自己塑成的定義が提示されているが、確率論的実在論と経験的なリファレントを置いた場合のオートポイエーシス論を互いにどうやって有効に区別するかという理論的問題に、まだ十分に答えられていない。

しかしながら、これらの欠点は、本論文の価値と学術的貢献を根本的に損なうものではない。よって、本審査委員会は本論文を、論文提出者に博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。

以上